

行政手続のオンライン化の推進に向けた取組と検討部会の審議結果について
(子育て、介護関係の26手続)

1 検討部会

部会員：5課

健康保険医療課、長寿あんしん課、ネウボラ課、保育サポート課、戸籍住民課
事務局：政策課

2 検討部会の審議結果

- (1) 子育て・介護関係の26手続きをマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にする時期については、一律に令和5年4月とはせず、各課の状況や手続き内容に応じて、なるべく早い段階で順次展開していくこととする。

行政手続きのオンライン申請を行うために利用者が入力するシステムは、埼玉県の電子申請システムを活用し、子育て・介護関連の各手続きを所管する各課の準備が整い次第、順次導入していくため、市民へのメリットは確保される。

- (2) 申請管理システムの導入等については行わず、補助金（デジタル基盤改革支援補助金）の申請も行わないこととする。

そのため、マイナポータルを経由しオンライン申請で受け付けたデータは、手作業等で住民情報電算システムへ取り込むような業務の運用となる。

申請管理システムの導入を行わなくても、所管課の事務処理に支障は出ず、業務効率の面から見ても、あまり効果は変わらないと考える。